

承認第 3 号

専決処分事項の承認について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 2 年 7 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

令和 2 年 6 月 25 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	_____
損害賠償の額	600,000円
事故の概要	令和 2 年 4 月 27 日午前 10 時 12 分頃、東家三丁目 2 - 1 地先交差点（信号機なし）において、南から進入して東に進行しようとしたところ、進行先の道が狭く右折が困難であったことから、ひとまず交差点を直進しつつ車両を左に振って一時停止し、後進により東に進行しようとした際、後方確認が不十分であったことにより、相手方車両が後方で一時停止していることに気付かず、車両の後部が相手方車両の前部に接触し、これを損傷させ、もって相手方に損害を与えた。